

生食発 1016 第 1 号  
平成 27 年 10 月 16 日

各 

|         |
|---------|
| 都道府県知事  |
| 保健所設置市長 |

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部長  
(公 印 省 略)

#### 対ミャンマー輸出牛肉の取扱いについて

標記については、ミャンマー政府との協議の結果、別紙のとおり「対ミャンマー輸出牛肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対して周知及び御指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮願います。